

令和4年12月14日

宗像市議会
議長 神谷 建一 様

建設産業常任委員会
委員長 北崎 正則

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第87号議案 宗像市空家等対策の推進に関する条例の制定について

空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、空家等の適正な管理及び管理不全な状態にある空家等に対する措置を定めるため、条例を制定するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 空家等対策の推進に関する特別措置法では、特定空家等以外の空家等に対し、助言・指導、勧告、命令等ができないこと、また、危険な状態の空家等に対する応急措置に関する規定がないことから、地域の実情に応じて迅速で効果的な空家対策を行えるよう新たに条例を制定するもの。
- 2 条例により、特定空家等に該当しない管理不全な状態にあると認められる空家等の所有者等に対する助言・指導、勧告、また、全ての空家等を対象に、危険回避のための緊急安全措置を講じることが可能となる。
- 3 管理不全な状態の該当の有無、緊急安全措置については、周辺住民からの聞き取り調査などを含め、現地調査を行い判断する。また、統一的・客観的な判断ができるよう基準を定めたマニュアルを整備する。

【意見】

(賛成意見)

- ・空家という大きな課題を解決するため、条例制定により法を補完し、市民生活の改善につなげることを評価する。一方で、今後、行政の負担増大が懸念されるため、体制を強化するとともに、所有者の責任において適正な管理を行うことが大前提であることから、市民への啓発も行ってほしい。
- ・非常に前に進んだ条例であると考え。今後も、空き地を含めあらゆる角度から危険性を排除するための条例整備について、引き続き調査、検討してほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。